

議事概要		日時	令和3年10月20日(水)
件名	令和3年第3回	場所	牛久市役所本庁舎4階 第3会議室
	牛久市国民健康保険運営協議会	時間	午前10時00分から午前10時45分
作成年月日	令和3年10月25日(月)	作成者	医療年金課 富田 香織
出席者	(出席委員) 杉森弘之会長、甲斐徳之助副会長、村松昇平委員、石塚孝明委員、坪井隆典委員、小池右委員、深澤弘明委員、鈴木秀徳委員、村山憲子委員、鈴木俊彦委員 (委員13名中10名出席。公益代表、医療機関代表、被保険者代表、各委員1名以上を含む過半数出席により会議成立。) (出席説明員) 保健福祉部長、保健福祉部次長、医療年金課長、事務局2名 (傍聴) 3名 (順不同・敬称略)		
	議事内容	1. 牛久市国民健康保険税の賦課方式等の変更について	
会 議 内 容 等			
<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回会議で委員から出た質問2件、①近隣市町村との不納欠損額比較、②療養の給付費用が平成27年度に最大値となっている理由について、医療年金課長から報告した。 ● 牛久市国民健康保険税の賦課方式等の変更について、第2回会議で委員から出た意見である、低所得世帯(世帯所得200万円未満)の増額は極力抑える、子ども分の税負担軽減、保険税率を少なくとも令和4年度から6年度は同率に平準化したい、将来に備えて税込総額を多めに設定することは望ましくない等の意見を踏まえて事務局で作成した6種類の案について説明した。出席委員からは、①現状の収納率を踏まえた推計をしているか、②応能応益の比率を5対5ではなく6対4とすることは許容されるか、③第1回会議で説明のあったメリットデメリットについて考慮された案となっているか等について意見が出た。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 医療年金課長から、①収納率は現行の94%を維持するものとして推計した案であること、②応能応益の比率は5対5を基本としながらも市町村の実情に応じて変更できること、③2方式化に伴うメリットデメリットについても考慮した案を作成していることを答えた。 ⇒ 案のうち、応能応益比率を6対4とし、40歳以上64歳以下の介護保険第2号被保険者の所得割9.43%、均等割41,300円、第2号被保険者以外の所得割6.34%、均等割27,400円、18歳以下の均等割半額減免を盛り込んだ案について、出席委員の全会一致により適当である旨の賛同を得た。 ⇒ 答申書は会長から市長へ提出し、条例改正案についてはこれまでの協議を踏まえて会長と事務局で確認することで、出席委員の同意を得た。 ● その他に、国民健康保険税の余剰金や国民健康保険事業での黒字分が出た場合には、将来的な税負担の軽減を図るため基金に積み立てて備えることが望ましい旨、出席委員の意見が一致した。 			